

大規模な火事災害対策編

大規模な火事災害対策編 目次

第1章 災害予防計画	752
第1節 災害に強いまちづくり	752
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	755
第2章 災害応急対策計画	761
第1節 消火活動	761
第2節 避難誘導活動	764
第3章 災害復旧・復興計画	765
第1節 計画的復興の進め方	765

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び市民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

- (1) 基本方針

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い街づくり・県づくりを行うものとする。

- (2) 実施計画

- ア 市が実施する計画

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定める。

(ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

(エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定する。

(オ) 「緑の基本計画」等の見直しに当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(カ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な

街路整備に努める。

(キ) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

(ク) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

イ 県が実施する計画

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。（全部局）

(イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定に当たり、市へ助言を行うものとする。（建設部）

(ウ) 市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行うものとする。（建設部）

(エ) 大規模な火事災害時における指定緊急避難場所としての防災機能を有する公園整備に努めるものとする。（建設部）

(オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努めるものとする。（建設部）

(カ) 計画的に市街地整備を行うため、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

このため、事業の推進に向けて、市へ助言を行うものとする。（建設部）

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し、安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造、準耐火構造とするように指導する。

(イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。

(ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については防火管理者等を選任し、火災に備える。

(エ) 所有者または管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設

備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導するものとする。(建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導するものとする。(建設部)
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、火災に備えるものとする。(全機関)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。(危機管理部)
- (オ) 市教育委員会を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。(教育委員会)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

- 1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

令和3年4月1日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車1台、重機及び重機搬送車1台、救急自動車3台である。

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材等の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受先を定めておく必要がある。

なお、檜川地区の救助・救急については、「松本広域連合と木曽広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曽広域連合が実施している。木曽広域消防本部木曽消防署北分署が保有する救助・救急車両の現有台数は、救急自動車1台である。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

救助工作車は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の機能向上を含めた整備を計画的に図るものとする。

ウ 県が実施する計画（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図るものとする。
- (イ) 市において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行うものとする。
- (ウ) 市において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、市民の協力を得て発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導するものとする。
- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備するものとする。

エ 関係機関が実施する計画

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社長野県支部)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社長野県支部)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を、関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立しておく必要がある。また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が、今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

- (ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、広域連合消防計画等における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助計画を次に掲げる事項に留意し、作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成と任務
- f 消防団の活動要請
- g 通信体制
- h 関係機関との連絡
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(ウ) 関係機関の協力を得て、広域連合消防計画等における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を、毎年1回以上実施するものとする。

イ 県が実施する計画

(ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図るものとする。(健康福祉部)

(イ) 県立病院間での支援協力をを行うため、連絡体制を整備するものとする。(健康福祉部)

(ウ) 市において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言するものとする。(危機管理部)

(エ) 市災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図るものとする。(警察本部)

(オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、健康福祉部)

ウ 関係機関が実施する計画

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) 塩筑医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) (一社)長野県医師会は、他都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ的確に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、市民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する消防器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(オ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できないまたは対処できないことが予測される等、緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他市町村に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて広域連合消防計画等を作成し、大規模な火事災害

が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その高度化を促進するものとする。

(イ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、市民等に対する消防器具等の常備及びその取り扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物の管理について権限を有する者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合または火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(ウ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防ぎよ地域、延焼防止線の設定等の、火災防ぎよ計画等を定めるものとする。

(エ) 応援協力体制の確立

大規模な火事災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できないまたは対処で

きないことが予測される等、緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている消防相互応援協定等に基づき、他消防機関に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他消防機関から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 市に対し、市消防計画の作成について助言を行い、消防機関において消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進するものとする。(危機管理部)
- (イ) 市等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、市民等に対して、災害発生における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。(危機管理部)
- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設および防火水槽の整備を推進するものとする。(農政部、建設部)

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

市は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。
- (イ) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うこと可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他市町村に応援を要請し、延焼拡大防止および救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施する。

c 応援要請等

- (a) 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、管内の消防力では対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他市町村等に対する応援要請等を、震災対策編第3章第3節「広域相互応援活動」により要請する。
- (b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎよ計画等により、重要防ぎよ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

- (a) 広域連合長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力では対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他消防機関等に対する応援要請等を、震災対策編第3章第3節「広域相互応援活動」により要請するものとする。
- (b) 広域連合長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、消防相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ 県が実施する対策（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市長、市（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市長等からの要請または必要に応じて、他市町村への応援要請等を県地域防災計画風水害対策編第3章第4節により行うものとする。

(イ) 市長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施するものとする。

エ 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

(ア) 初期消火活動等

市民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても、初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、保育園、幼稚園、児童館、児童クラブ、小中学校、高校、大学等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

イ 県が実施する対策（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

ウ 建築物の所有者等が実施する対策

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりをめざし、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、市町村間、県及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ 県が実施する対策

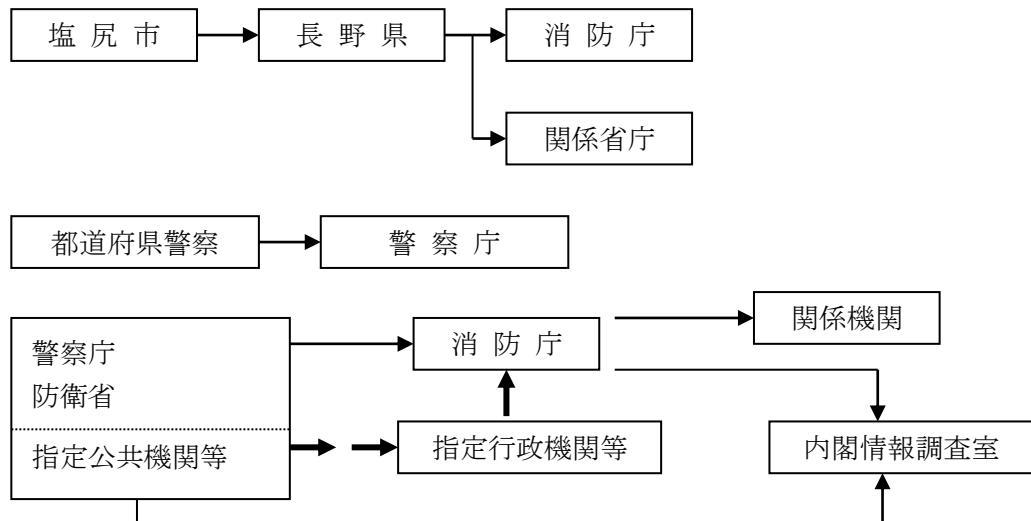
被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

ウ 関係機関が実施する対策

県、市等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

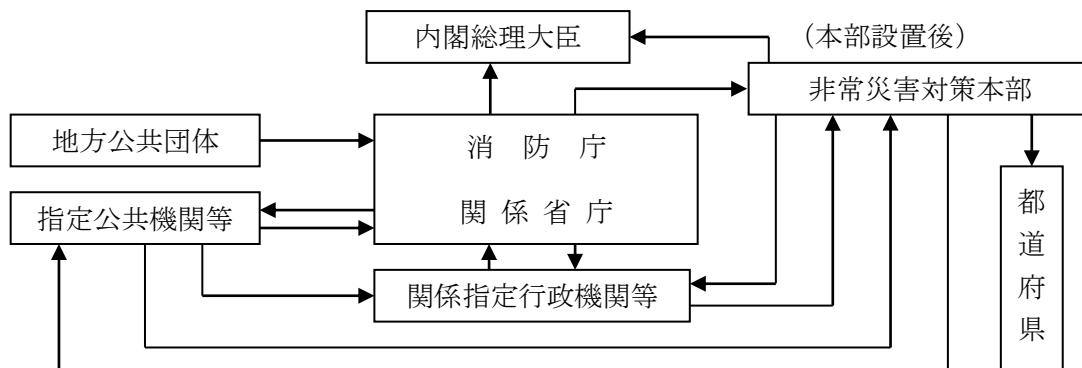
大規模な火事災害における連絡体制

(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

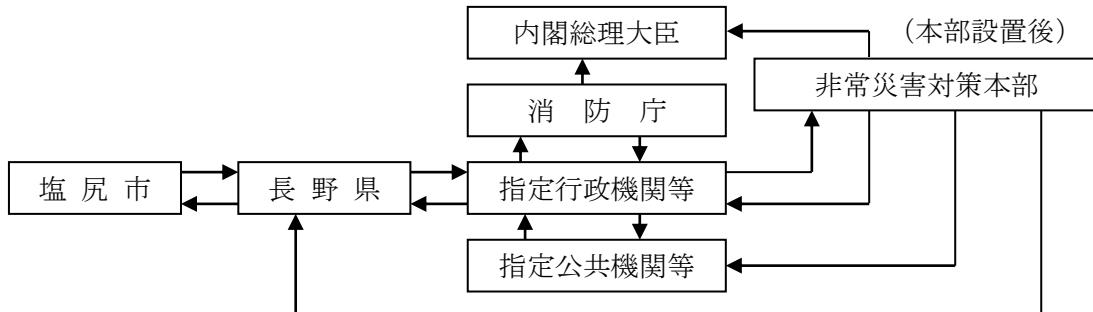


大規模な場合 (→ → は、指定公共機関等の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。